

令和5年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

令和5年6月20日

午前9時30分 開議

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員（13名）

1番	溝部 真紀子	2番	齋藤 文夫
3番	中川 靖広	4番	小城 世督
5番	伴 吉晴	6番	大森 恒太郎
7番	嶋田 善行	8番	井上 卓也
9番	横田 敏文	10番	宮崎 和彦
11番	濱 真理子	12番	木澤 正男
13番	奥村 容子		

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	佐谷 容子	係長	吉川 也子
--------	-------	----	-------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	中西 和夫	副町長	加藤 恵三
教育長	山本 雅章	総務部長	西巻 昭男
住民生活部長	栗本 公生	住民生活部次長	北 典子
都市建設部長	上田 俊雄	会計管理者	安藤 晴康
教育次長	本庄 徳光		

---

1, 議事日程

日程 1. 建設水道常任委員長報告について

日程 2. 厚生常任委員長報告について

日程 3. 総務常任委員長報告について

日程 4. 各常任委員会の閉会中の継続審査について

日程 5. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

追加日程 1. 選挙第 2号 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙に

ついて

追加日程 2. 発議第 3 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准の  
議論を進めることを求める意見書について

追加日程 3. 研修会への参加派遣について

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時30分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

よって、これより本会議を再開し、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程1. 建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。

5番、伴委員長。

○建設水道常任委員長（伴吉晴君） 開会中の6月8日と6月15日に開催しました建設水道常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

まず、6月8日の委員会についてです。

付託議案、議案第21号 令和5年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）については、エネルギー、食料品価格等の物価高騰に対する斑鳩町独自の支援策として、住民や事業者に対して、水道料金の基本料金を7月分から12月分まで免除を実施することに伴う補正です。委員より、他町から給水を受けている地域住民への対応について質疑があり、理事者より答弁されております。

議案第21号については、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、各課報告事項について、1点目、議案第19号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について、生活応援券の発行をはじめ、当委員会所管にかかる事項の報告を受けました。2点目として、いかるがパークウェイ整備事業に関することについて、3月24日に開催された興留交差点計画説明会についてなど、報告がありました。委員より、説明会での意見について、五百井・興留区間の総工事費について質疑があり、理事者より答弁されております。3点目として、令和4年度斑鳩町文化振興センター指定管理者事業報告について、4点目として、令和4年度斑鳩の里観光案内所及び斑鳩町観光自動車駐車場指定管理者事業報告について、報告されました。委員より、コロナ以前の利用比較についてなど質疑があり、理事者より答弁されております。

次に、5点目として水道料金不納欠損処分について、また6点目として下水道料金不納欠損処分について、報告がありました。委員より、消滅時効の年数についてなど質疑があり、それぞれ答弁されております。7点目として、斑鳩町コミュニティバスの利用状況について、令和4年度の実績を報告されました。委員より、利用が減少した停留所

についてなど質疑があり、理事者より答弁されております。

8点目として、大規模盛土造成地における宅地耐震化のとりくみについて、理事者より資料に基づき説明を受けました。委員より、目視調査の方法についてなど、質疑があり、それぞれ答弁されております。

9点目として、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業について、令和4年度の駐車場収支差額として約1,146万円が5月30日に納入されたと報告がありました。

また、口頭報告として、6月2日の大雨に係る警戒体制及び被害の状況について、町営住宅正隆寺団地の入居者の退去について、観光再始動事業及び和のあかりと未来へのひかりの実施予定について、3月25日に服部1丁目地内で発生した水道事故について、報告がありました。委員より、大雨にかかる農業被害について、崩落した箇所にお住まいの方の避難状況や相談状況についてなど、質疑がありました。また、水道事故の場所について質疑があり、それぞれ答弁されています。

以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他について、議長より、東福寺地内の公園の管理、植栽について質疑があり、理事者より答弁されております。

最後に、今後の継続審査案件については、令和4年度までと同様に、都市基盤整備事業に関することについてを扱うことを確認し、建設水道常任委員会を閉会しました。

次に、理事者より追加の報告事項があるとのことで開催しました6月15日の委員会についてです。

斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業について、6月8日午後3時に、株式会社呉竹荘の担当者が町を訪問され、施設の開業時期に関して、延期の申し出があったとのことです。令和2年から3年間の賃貸料を減免していたが、会社が受ける公的融資の規制等に伴い、覚書の開業の時期に記載された期限内の工事再開及び開業が困難になったと報告がありました。委員より、日本政策投資銀行からの規制内容について、呉竹荘の対応について、令和5年度以降の賃貸料について、資材高騰の影響についてなど、さまざまな質疑、意見があり、理事者より答弁されております。

次に、その他について、委員より、災害時における建設協会との協定について質疑があり、理事者より答弁されています。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理しますのでご覧いただきますようお願いしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程２．厚生常任委員長報告について、厚生常任委員会の審査結果報告を求めます。

１番、溝部委員長。

○厚生常任委員長（溝部真紀子君） それでは、開会中の６月９日に開催いたしました厚生常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

まず、付託議案、（１）議案第２０号 令和５年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）については、償還金が当初予定していた額を上回ることから、諸支出金を増額し、その財源として、予備費を充当する補正です。議案第２０号については、当委員会として満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、各課報告事項について、１点目、議案第１９号 令和５年度斑鳩町一般会計補正予算（第６号）について、電力・ガス・食料品等価格高騰に伴う町独自支援策として、低所得世帯に１世帯あたり３万円を支給するなど、住民生活部が所管する内容について説明がありました。次に、２点目として、令和４年度国民健康保険税の不納欠損について６６人、１，１４１万９，７９０円の不納欠損処分を行ったと報告を受けました。また（３）令和４年度介護保険料の不納欠損について３３人、１０４万１，０７０円の不納欠損を行ったとのことです。また、（４）令和４年度後期高齢者医療保険料不納欠損については５４，９００円の不納欠損を行ったと報告を受けました。委員より、三つの保険料ともに滞納している人がおられるか、また、コロナ禍が原因で滞納が増えている状況があるのか質疑があり、理事者より答弁されております。

次に、（５）電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金について、住民税均等割が非課税である世帯を対象に、１世帯あたり３万円の給付金を支給するとのこと。委員より、申請書のチェック項目について、受取口座について、議長より、財源について質疑があり、理事者より答弁されております。

次に、（６）令和４年度廃棄物・資源物の排出量について報告され、ごみ排出量は県や国の数値と比べて低く、資源化率は、県や国よりも高い数値で推移しているとのこと。委員より、今後の資源化率の見通しについて、生ごみ分別モデル自治会について、紙おむつの資源化について質疑があり、理事者より答弁されております。

また、口頭報告として、６月２日の大雨に係る警戒体制及び被害の状況について、報告がありました。議長より、委員会前日の８日夜に降った雨の影響について質疑があり、理事者より被害が広がったことは確認していないと答弁がありました。

最後に、継続審査案件については、これまでと同様に、環境保全及びごみ減量化・資

源化の推進に関することについてということで取り扱いをさせていただくことを確認し、厚生常任委員会を閉会しました。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしますのでご覧いただきますようお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 次に、日程3．総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。

2番、齋藤委員長。

○総務常任委員長（齋藤文夫君） それでは、開会中の6月13日に開催した総務常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに、本委員会に付託されました4議案については、すべて満場一致で原案どおり可決すべきものと決しましたことをご報告します。

まずは、議案第16号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてです。令和5年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うもので、主な改正内容は、3輪の特定小型原動機自転車の種別割区分の見直しについて、森林環境税の賦課、徴収を行うことについて、規定の整備を行うものと説明がありました。委員より、電動キックボードの登録数について、システムの改修費用について、森林環境税の用途について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、議案第17号（仮称）斑鳩町龍田西地区地域交流館整備工事請負契約の締結についてです。地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものと説明がありました。委員より、応札業者数や落札率について、移転補償について、坪単価について、地域交流館の今後の計画について、一般競争入札制度について、最近の応札業者数について、防火水槽の容量について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、議案第18号 令和5年度消防ポンプ自動車の取得についてです。消防車両整備計画に基づき、整備、更新を行うこととしており、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものと説明がありました。委員より、応札業者数と落札率について、納品時期について、車の下取りについて質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、議案第19号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてです。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付が見込まれることなどにより、町独自の支援策として、生活応援券の発行を行うことなど総額に歳入歳出それぞれ3億3,145万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を112億8,345万円とするものと説明がありました。委員より、町の持ち出し額について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、各課報告事項として、1. 令和4年度町税不納欠損処分について、全体では30人、140万3,283円と報告がありました。委員より、延べ人数と実人数について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、2. 令和4年度町税収納状況について、令和4年度の町税収納額は30億9,871万9,208円となっており、前年度と比較して3,106万5,505円、1.0%の増と報告がありました。委員より、意見等はございませんでした。

次に、3. 不登校対策の充実について、事業概要、開室日及び開室時間等、職員、通室規定、今後のスケジュールについて報告がありました。委員より、不登校児童・生徒数について、入室の流れについて、職員の予定者について、不登校の定義について、活用方法について、保護者の送迎について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、4. 斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、斑鳩町文化財活用センターの運営について、春季企画展「世界遺産登録30周年記念・日本の世界遺産展」の関連行事について、いかるがパークウェイ建設にともなう発掘調査速報展について、史跡中宮寺跡の活用について、史跡藤ノ木古墳の石室特別公開について報告がありました。委員より、意見等はございませんでした。

口頭報告として、1. 6月2日の大雨に係る警戒体制及び被害の状況について、2. 災害時における物資供給に関する協定の締結について、3. 斑鳩町デジタル防災行政無線システム戸別受信機の無償貸与について、4. 職員採用試験の実施について、5. 子ども模擬議会の開催について、6. 3人制バスケットボールプロチームとの連携協定について報告がありました。委員より、職員採用の年齢について、大雨による被災者からのご要望について、戸別受信機の設置について、豪雨時の登下校対応について、豪雨時の避難場所の周知徹底について、緊急時の登下校道路の見直しについて、緊急時の高齢者避難方法の検討について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、その他について、委員より、町独自支援策の広報について、たつた保育園の前の横断歩道について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

次に、令和5年度の継続審査案件について諮ったところ、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてを、当委員会として、閉会中も引き続き審査を要することに決定しました。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願いしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

はじめに、議案第16号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、満場一致で可決されました。

続いて、議案第17号 （仮称）斑鳩町龍田西地区地域交流館整備工事請負契約の締結についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第18号 令和5年度消防ポンプ自動車の取得についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第19号 令和5年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第19号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第20号 令和5年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第20号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第21号 令和5年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、議案第21号については、満場一致で可決されました。

ここでお諮りします。皆さんのお手元に配布しております、追加日程1. 選挙第2号 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について、追加日程2. 発議第3号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准の議論を進めることを求める意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程1. 選挙第2号、追加日程2. 発議第3号を日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1. 選挙第2号 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題とし、これより選挙を行います。

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員につきましては、町村議会議員から選出する広域連合議会議員について欠員が2名生じたため、町村議会議員から2名を選出することになりますが、4名の立候補がありましたので、同広域連合規約に基づき、すべての

町村議会において選挙が行われることになったものです。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになっておりますので、会議規則第33条の規定に基づく当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

お諮りします。

選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票総数までを報告をすることにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票総数までを報告することに決定しました。

これより投票を行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

( 議場閉鎖 )

○議長(中川靖広君) ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に10番宮崎議員、11番濱議員を指名します。両議員には、よろしく申し上げます。

投票用紙を配布します。

( 投票用紙配布 )

○議長(中川靖広君) 投票は単記無記名であります。投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

( 投票箱点検 )

○議長(中川靖広君) 異状なしと認めます。

これより投票を行います。投票用紙には被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順番に投票をお願いします。

( 投票 )

○議長(中川靖広君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。宮崎議員、濱議員の立ち合いをお願いします。

( 事務局長及び立会人 開票 )

○議長(中川靖広君) 選挙結果を報告します。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票のうち、中川靖広候補11票。森口孝候補0票。坂本博道候補2票。松田哲子候補0票。

以上のとおりであります。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

( 議場閉鎖を解く )

○議長(中川靖広君) ただ今の選挙の結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告します。

続いて、追加日程2. 発議第3号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准の議論を進めることを求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

12番 木澤議員。

○12番(木澤正男君) それでは、発議第3号に対する提案説明をさせていただきます。まず議案書を朗読いたします。

発議第3号

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准の議論を進めることを  
求める意見書について

標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和5年6月20日提出

議 会 議 員

濱 真理子

木 澤 正 男

それでは、本文の朗読をもちまして提案説明にかえさせていただきたいと思っております。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准の議論を進めることを求める意見書  
広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、  
歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。同年9月20日には同条約への調印・批  
准・参加が開始され、2021年1月22日に発効しました。現在92か国が署名し、  
68か国が批准しています。

核兵器禁止条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、  
国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに  
「悪の烙印」を押しました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、  
核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。条約は、被爆者や核実験被害者への援  
助をおこなう責任も明記しています。

核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵  
器完全廃絶につながる画期的なものです。この核兵器禁止条約の規範力を強化し、核兵  
器の使用を防ぐことがつよく求められています。

2022年2月24日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わ  
せて、「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ。わが国を攻撃すれば壊滅し、悲  
惨な結果になる」と核兵器による威嚇をおこないました。その後も繰り返し核使用の脅  
迫をおこないながら侵略を続けています。これは、核兵器の使用・威嚇を禁じた核兵器  
禁止条約に明確に違反するものです。

いまこそ広島、長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器の使用を許さず、核  
兵器を全面的に禁止させる先頭に立たねばなりません。よって核兵器禁止条約に参加、  
調印、批准するための議論を進めることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月20日

奈良県斑鳩町議会

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することに、ご異議ございま  
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号については、満場一致をもって可決されました。

本意見書は、関係機関に送付します。

続いて、日程4. 各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査について、よろしくお願ひします。

続いて、日程5. 議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしくお願ひします。

ここでお諮りします。

皆様のお手元に配布しております、追加日程3. 研修会への参加派遣についてを日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程 3. 研修会への参加派遣についてを日程に追加し、審議することに決しました。

それでは、追加日程 3. 研修会への参加派遣についてを議題とします。

研修会への参加派遣について、斑鳩町議会会議規則第 130 条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第 19 条の規定により、お手元に配布しております計画書のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、研修会への派遣については、満場一致をもって承認されました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

閉会に先立ちまして、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

○町長(中西和夫君) 令和 5 年第 3 回町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会では、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてなど、14 議案を提出させていただきましたところ、議員皆様方には終始熱心にご審議賜り、いずれの議案につきましても原案どおりご承認賜りましたことに対しまして深く感謝を申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。

6 月 2 日の大雨によります被害につきましては、すでにご報告させていただきましたとおりでございますが、出水期を迎え今後も大雨や台風による被害が懸念されるところであります。住民皆様の安全・安心を守るため、引き続き万全の態勢で挑んで参る所存でありますので、ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

終わりに天候不順の季節柄、議員皆様方におかましては、くれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げます。本定例会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長(中川靖広君) これをもって、令和 5 年第 3 回斑鳩町議会定例会を閉会します。

どうもお疲れ様でした。

(午前 10 時 11 分 閉会)